

林政審議會施策部会
第3回議事録

林野庁

第 3 回 林 政 審 議 会 施 策 部 会
議 事 次 第

日 時：平成28年 2 月22日（月） 9：58～12：06

場 所：農林水産省第3特別会議室

1．開 会

2．林 政 部 長 あ い さ つ

3．議 事

（ 1 ） 「 平 成 27年 度 森 林 及 び 林 業 の 動 向 」 の 検 討 に つ い て

（ 2 ） 「 平 成 28年 度 森 林 及 び 林 業 施 策 」 の 検 討 に つ い て

（ 3 ） そ の 他

4．閉 会

○坂企画課長 おはようございます。若干まだ時間は早うございますけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから第3回林政審議会施策部会を開催させていただきます。

はじめに、林政部長の牧元からご挨拶を申し上げます。

○牧元林政部長 先生方、おはようございます。土屋部会長はじめ委員の先生方にはご参集をいただきまして本当にありがとうございます。また、今日の午前中は施策部会を、午後は本審を、さらにまた夕方には意見交換会も予定させていただいているということで、大変長丁場の一日ということでございますが、先生方にはどうかよろしくをお願いをしたいと思います。

さて、今日の午前中のこの施策部会につきましては、引き続き森林・林業白書についてご審議をいただくことになっております。特に「平成27年度森林及び林業の動向」については、これまでの施策部会でもこの作成方針等についてご審議をいただき、また今般はその特集章が「国産材の安定供給体制の構築に向けて」となっておりますので、この観点を中心にいろいろご意見を頂戴してきたところでございます。

そして、これまでいただきましたさまざまなご意見を踏まえまして、本日はいよいよ本文案についてご審議をいただく運びになったところでございます。引き続き、委員の先生方の忌憚のないご意見を頂戴できればと思っておりますので、本日はどうかよろしくお願いをいたします。

○坂企画課長 続きまして、会議の成立状況を報告させていただきます。

本日は委員7名中5名の方にご出席をいただいております。定足数でございます過半数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、丸川委員におかれましては、所用のため10時半ごろにご退席ということになっておりますので、あらかじめお知らせいたします。

また、林野庁からの出席者につきましては、お手元の座席表のとおりでございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日は、先ほど牧元から申し上げました原案でございます本文案が、資料1の「平成27年度の森林・林業の動向」という部分と資料2の「平成28年度に講じようとする施策」の2つに分かれております。

また、参考資料といたしまして、それぞれ一枚紙でございますけれども、参考1といたしまして、前回の施策部会におけるご意見の一覧表、以下、委員名簿、林野庁関係者の名簿、関係法令、それからスケジュールということで参考1から参考5まで入っております。

それでは、議事に入りたいと思います。土屋部会長、よろしくお願いいたします。

○土屋部会長 それでは、皆さん、おはようございます。

今、部長や課長からお話がありましたように、年度末の非常にお忙しいときに朝からお集まりいただきまして、ありがとうございました。ご紹介ありましたように、今日は白書の本文案を議論することになります。

議題としては、まず1番として「平成27年度 森林及び林業の動向」の検討、2番として「平成28年度 森林及び林業施策」の検討、3番として「その他」となっておりますので、よろしくお願いいたします。

1番の「平成27年度 森林及び林業の動向」についてですが、昨年10月に開催された平成27年度第2回施策部会において構成と内容、主要記述事項について審議を行いました。骨子についての議論を行ったんですね。今回は前回の審議を踏まえて作成されたかなり厚い原案がありますので、それに基づいて審議を行います。

それから、「平成28年度 森林及び林業施策」、薄いほうにつきましては、昨年8月に開催された平成27年度第1回施策部会において作成方針（案）について審議を行いました。今回はこれを踏まえて作成された原案に基づき審議を行います。今日は12時までの審議を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

本来ならば、事務局からこの議題1について、つまり厚いほうの全部について一括して資料の説明をお願いするところなんですけど、先ほどご報告ありましたように、丸川委員が所用で10時半でご退席されますので、発言いただく時間がなくなってしまいます。そのため、まず、資料1の「平成27年度 森林及び林業の動向」のうちのトピックスと第Ⅰ章の特集章について事務局の説明と審議を行った後、資料1の残りの部分と資料2「平成28年度 森林及び林業施策」の事務局説明と我々の審議を行いたいと思います。

それでは、まず、トピックスと第Ⅰ章について事務局からご説明をお願いします。

○坂企画課長 それでは、資料1をご覧ください。まず、全体の構成について改めてご説明申し上げます。目次の1、2ページからご覧ください。

目次の最初の第1部と書いてあるすぐ下でございますけれども、まずトピックスが6点ございまして、その後に特集といたしまして第Ⅰ章がございまして。それから、第Ⅱ章以降でございますけれども、これは通常の記述でございまして、2ページの下から「第Ⅱ章 森林の整備・保全」、4ページ、「第Ⅲ章 林業と山村」、5ページ、「第Ⅳ章 木材産業と木材利用」、8ページ、「国有林野の管理経営」、最後に9ページ、「東日本大震災からの復興」、この6章

構成となっております。

さらに、これに加えて、この後に第2部といたしまして、目次の14ページでございますけれども、27年度に講じた森林及び林業施策が一体になっております。

それでは、まずトピックスと第I章についてご説明申し上げます。

トピックスにつきましては、本年度における特徴的な動きとして5点を取り上げたところでございます。前回の施策部会では4点をご提案申し上げましたけれども、それ以降動きのありました「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用」をもう1点加えております。それでは、順にご説明申し上げます。

まず、トピックス2ページでございます。1つ目の「木材自給率が30%台まで回復」では、木材自給率が26年ぶりに30%台まで回復したこと、また、平成14年に最も低い値で20%を割ってございましたけれども、そこから回復して近年増加傾向にあること、また、前回施策部会における田中委員、丸川委員のご意見を踏まえて、木質バイオマス利用量の増加が自給率向上に寄与したこと、また、木質バイオマス利用が森林所有者の収入や森林整備・山村振興などに寄与していることなどについてまとめております。

続きまして、トピックスの3ページ、2点目の「ミラノ国際博覧会で木材利用の魅力を発信」でございます。まず、日本館では、木材の「めり込み」を科学的に解析した立体格子構造を外周に採用しているほか、貴賓室の内装に国産のスギのツキ板を使用していることを記述しております。写真にもございます外周と貴賓室でございます。

また、開催期間中には乾しいたけのイベントが開催され、館内のレストランでは各産地の高品質な乾しいたけが使用されたこと、さらに、林産物の輸出を促進していく上で、我が国の伝統、木材の魅力を世界に発信していくことが必要であって、そのための大変貴重な機会になったことなどを記載しております。

おめくりいただきまして、3点目は「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用」でございます。関連施設に木材を利用することによって木材利用の理解の醸成が期待できること、また、主要施設であります新国立競技場におきましては、木材と鉄のハイブリッド屋根構造を採用し、選手ロッカー等においてCLTを活用することとなったことを記載しております。

続きまして、4点目、COP21、パリ協定の関係でございます。昨年末にパリで開催されましたCOP21におきまして、2020年以降の国際的な温暖化対策についての法的な枠組みとしてパリ協定が採択されたこと、協定の中では全締約国につきまして温室効果ガスの削減目標を提出し

た上でその対策を実行すること、さらに、5年ごとに見直しを行うことが義務付けられたこと、また、森林につきましては、各締約国は森林吸収源の保全・強化を行うべきこと、REDD+の実施・支援を奨励すべきことが盛り込まれたこと、我が国はCOP21に先立ち約束草案を決定し、その中で、2013年度の排出量の2.0%分に当たります約2,800万CO₂トンについて森林吸収源によって確保することを決定したということなどについて記述しております。

続きまして、トピックスの5、「国有林の保護林制度が創設から100年」でございます。生物多様性の保全の核となります国有林の森林生態系を厳格に保護・管理する「保護林」の制度が昨年で創設から100年を迎えたこと、保護林は、世界自然遺産やユネスコエコパークの担保措置となっていること、近年の学術的知見の蓄積等を踏まえまして、昨年9月に保護林制度を改正し、その区分の再編や「復元」の考え方の導入、簡素で効率的な体制の構築を行ったことなどを記載しております。

さらに、以上5点に加えまして、6点目といたしまして、例年どおり、昨年秋に開催されました「農林水産祭」において天皇杯等を受賞した林業・木材産業関係者についてご紹介しております。

以上がトピックスでございます。

続きまして、第Ⅰ章でございます。「国産材の安定供給体制の構築に向けて」ということで記述をしております。

人工林資源の充実や国産材需給の現況を分析した上で、安定供給体制を構築することについての意義や考え方を整理し、その取組の現状と課題について整理をしております。

まず、Ⅰ－2ページ、「1. 森林資源の充実と国産材需給の現況」でございます。

「(1) 森林資源の充実と「林業の成長産業化」」の項におきましては、我が国の森林資源が戦後造成された人工林を中心に充実して、現在は利用期に移行して十分な供給余力があること、また、充実してきた資源につきましては、「植える→育てる→使う→植える」というサイクルの中で循環利用することで、その多面的機能の発揮が期待されることなどを記載しております。

続きまして、3ページでございますけれども、その一方で、我が国の林業は採算性の悪化等によって生産活動は低迷しており、小規模零細な所有構造の下、施業集約化や路網整備、効率的な作業システムの導入の立ち後れ等によって生産性が低い状況であることなどを記載しております。

また、塚本委員、松浦委員のご意見を踏まえまして、50年生を超えた高齢級の人工林を循環

利用していくことの重要性についても、なるべく丁寧に書くように努めたところでございます。

続きまして、「（２）国産材需給の現況」の項でございます。こちらでは、木材製品のニーズの変化等に伴って変化していった国産材の需要の現況についてご紹介しております。

具体的には、例えば、生活様式の変化に伴いまして、木材製品については、構造用の役物の需要が減少し並材の需要が増加していること、品質・性能が安定しております乾燥材、集成材がニーズの中心となっていること、合板製造業においては、技術改良等を背景として国産材の利用が増加していることなどを記載しております。

続きまして、４ページでは、国内の豊富な人工林資源の利用を見越して、内陸部に大型工場を建設する動きが活発化していること、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、木質バイオマス等のチップ用材需要が増加していること、一方で、国産材の流通は依然として小規模・分散的で、なかなか需要に応じた流通ができていない状況であり、いわゆる「駆け込み需要」の際には、スギやヒノキの素材価格が高騰したことなどについて記述をしております。

続きまして、「２．国産材の安定供給体制の構築の意義と考え方」で、おめくりいただきまして７ページから記載をしております。

まず、１点目の「（１）国産材安定供給体制の構築の意義」でございます。この項では、需要側の工場等にとっては、原木をまとめた数量、必要な品質かつ一定の納期で調達することが可能となって、また、計画的な稼働、原料調達コストの低減等につながることで、供給側の森林所有者・素材生産業者にとっては、安定的な販売先が確保でき経営の安定化等につながることで、川下の工務店・住宅メーカー等にとっては、一定の期間内に一定のコストでの材料調達が可能となることについて記述をしております。

続きまして、おめくりいただきまして８ページ以降でございますけれども、「（２）「国産材の安定供給の考え方」でございます。この項では、需要バランスの変化に柔軟に対応できる供給体制を構築するとともに、用途別の需要に応じて必要な数量の原木を取りまとめ、持続的に供給することが必要であること、そのためには原木を供給する能力を拡大するとともに、関係者の間で木材に関する需給情報を積極的に共有する取組が不可欠であることを記述しております。

９ページでございますけれども、国産材の安定供給体制の構築は、原木価格の乱高下を一定程度緩和することにも結果として貢献すること、また、我が国の人口動態を踏まえれば、住宅用需要の増加は見込みにくいため、住宅用やそれ以外の用途において木材需要を拡大していくことが必要であることなどについて記述をしております。

丸川委員のご意見を踏まえまして、安定供給体制の構築は、一定の期間内に材料調達が可能となることや、価格の乱高下の緩和が最終消費者まで利点をもたらすことなど、最終消費者からの視点の記述を加えております。また、田中委員のご意見を踏まえまして、8ページの資料Ⅰ－6の安定供給体制のイメージ図にプレカット工場を加えております。

それから、10ページ以降、3点目といたしまして、「3. 安定供給体制の構築に向けた取組の現状と今後の課題」でございます。10ページの「(1) 原木の供給力の増大」では1点目として、「(ア) 主伐とその後の確実な更新の実施」について記述をしております。

この項では、育成段階にある人工林で間伐の適切な実施に引き続き取り組むとともに、人工林の適切な主伐を進めることが、国産材の安定供給体制を構築する上で一番重要であることを記載しております。

続いて11ページで、主伐を実施した伐採跡地におきましては、植栽による再生林又は天然更新やその後の保育作業を確実に実施する必要があることを記載しております。11ページから12ページにかけまして、再生林を確保するためには、造林・保育に要する費用を低減する必要がある、そのために一貫作業システムの実証やコンテナ苗の生産の拡大を実施していることを記述しております。

続きまして、13ページでは、成長に優れた苗木等の安定供給を図ることが重要であること、また、野生鳥獣による森林への被害対策に取り組むことが必要であることを記述しております。

次に、「(イ) 効率的な作業システムの構築」でございます。13ページから14ページにかけまして、素材生産の各工程に応じて開発されている林業機械を有効に活用することが重要であることを記述するとともに、急傾斜地における効率的な架線系の林業機械の開発・導入や高度な技術を備えた技術者の育成に取り組んでいることを記述しております。

また、15ページにおきましては、チップ用材の需要増加に伴いまして枝条等を効率的に収集するための取組が必要でありまして、全木集材システム等はこのことに対応でき、かつ、再生林のコスト低減にも資するものであるということを記述しております。

また、成長速度や木材の強度に優れた早生樹種に対する注目が高まっていることも併せて記述しております。

おめくりいただきまして、16ページの「(ウ) 原木流通の合理化」の項におきましては、原木流通コストを低減していく取組が重要であって、ストックヤードの整備、デジタルカメラ画像を利用した材積測定システムの利用可能性の検証等の取組がみられることを記載しております。

17ページの「（エ）林業事業体の育成」の項におきましては、優れた経営力を有する事業体の育成が急務であって、今後、生産管理の導入、それからICTの活用を推進していくことが必要であること、また、地域の条件に応じて適切な作業システムを選択し、運用できる人材の育成が重要であることを記述しております。

おめくりいただきまして、18ページの「（オ）施業の集約化」の項におきましては、我が国の民有林の所有規模は零細であって、施業の集約化が絶対に必要であること、その上で森林施業プランナーの育成に取り組んでいることを記述しております。

19ページにおきましては、平成24年度に森林経営計画制度が導入され、それ以降も現場の状況に応じて運用改善に取り組んでいること、おめくりいただきまして、20ページから21ページにおきましては、集約化には、森林所有者等の情報整備が不可欠でありまして、そのために必要な調査・合意形成について支援していることを記述しております。さらに、共有林等の既にまとまった森林の活用といった事例についても併せて紹介をしております。

21ページにおきましては、民有林と国有林が連携した「森林共同施業団地」の設定が進められていることなどについて記述をしております。

21ページの「（カ）労働力の確保」の項におきましては、林業労働力の確保が不可欠であって、「緑の雇用」事業に取り組んできたこと、今後、雇用条件の改善に取り組むという課題があることについて記述をしております。

22ページからの「（キ）路網の整備」につきましては、路網の整備が課題であること、さらに、丈夫で簡易な路網の作設を推進していること、路網整備を担う人材を育成していることについて記述をしております。

おめくりいただきまして、24ページ以降は「（2）木材等の需給情報の共有と原木供給のとりまとめ」の項でございます。

まず、1点目の「（ア）木材等の需給情報の共有」といたしまして、安定供給体制の構築や主伐後の確実な再生林のためには、木材や苗木の需給情報を共有していくことが重要であることを記述しております。

25ページでございますけれども、平成27年度からは需給情報連絡協議会を全国7ブロックで開催していること、また、都道府県においても、木材生産量の見通しを公表する等の取組が進展していることについて記述をしております。

続いて、「（イ）原木供給のとりまとめ」の項におきましては、需要の増減に応じて素材生産の生産量等を調整する仕組みを構築していく必要があること、地域の実情に応じて、最も適

した主体が、単体もしくは共同で原木を取りまとめる取組が進展していることについて記述をしております。

おめくりいただきまして、26ページの「（ウ）安定取引等の動き」といたしまして、具体的な事例を取り上げております。素材生産業者等と木材加工業者等の間で、安定取引のための協定を締結する動きが拡大していること、地域の実情に応じて、林業事業体の組織、大型製材工場、原木市場等が取りまとめ役となって安定取引を実施していること、林業事業体の組織が取りまとめ役となる安定取引では、個々の事業体に造材方法等の指導を実施する取組も進展していることを記述しております。

27ページでは、具体的に大型の製材工場等が取りまとめ役となる安定取引につきまして、こうした大型工場が自ら素材生産を実行する協同組織を設立する取組もあることを紹介しております。

おめくりいただきまして、28ページでは原木市売市場が取りまとめ役となって個々の素材生産業者から集荷して工場に直送する安定取引を進めていることについて記述をしております。塚本委員から、地域の実情を踏まえて数多くの事例を取り上げた上で分析をしてほしいとのご意見をいただいておりますけれども、この原案では事例を4つ取り上げて記述をしております。

また、田中委員から、市場がバイオマス発電に取り組んでいる旨を紹介していただきました。これにつきましては、現在、公表資料がないため記載を見合わせておりますけれども、26ページの事例Ⅰ－9において製材からバイオマスに至る完全な利用をしている事例について取組を紹介しております。

最後に、28ページから29ページにかけて「（3）国産材の安定供給体制の構築を目指して」の項でございます。この特集のまとめとして、国産材の安定供給体制を構築する上で、全ての関係者が取組を進展させるとともに、相互の連携を図っていくことが必要であること、普及啓発を続けて国民の理解を得て、木材利用の推進や国産材の安定供給体制の構築につなげていくことが必要であることについて記述をしております。

以上がトピックス、それから第Ⅰ章の記述の説明でございます。

○土屋部会長　ありがとうございました。

先ほど申しましたように、ここで普通ですと皆さんからご意見をいただくのですが、初めに丸川委員からご発言いただいて、それからあとの委員の発言ということにしたいと思います。よろしくお願いします。

○丸川委員 今日申しわけございません。私の都合で順番を変えていただいて、どうもありがとうございます。

2、3点だけですが、これは感想でございますけれども、事前に資料をいただきましたので、他の章も読ませていただきました。

まず、トピックスにつきましては、牧元部長が、白書には最新の事実も踏まえてきちんと書き込む、とよく言われておられることでいきますと、二次産業、三次産業を中心とする団体の立場からしますと、その目線から見ても非常にわかりやすい最新の記述が書かれているということで、非常にありがたいと思いますし、良かったと思います。

特に、東京オリンピックのことですとか、それからCOP21のことが、今後のことも含めて入っているということは非常によろしいのではないかとということが、トピックスに関する印象でございます。

それから、全体を見せていただきましても、第Ⅰ章を読むことによって全体感をつかめるということと、その後ずっと第Ⅱ章以降を読んでまいりますと、その他の章との連携といいますか、関連が非常にとられているということで、これも良いと思いました。

特に、第Ⅳ章、先ほど言いましたように、私ども二次・三次産業を中心とする団体として、需要の動向等につきましてどう記述されているかなと見たんですが、ここも具体的な事例がたくさん書かれておりますし、国産材マークとか、それから耐火材の話、それから京都の木材会館というのはこれから多分できあがるものだと思うんですけども、それも盛り込んで年度の報告ということで記述されている、こういったところも非常に目配りがきいていると思いました。

先ほど課長からお話ございましたように、私どもが申し上げた意見を事細かくそれぞれ入れていただいているということで、私は大変勉強にもなりましたし、いわゆる林業関係者以外の方がお読みになっても非常におもしろいといえますか、図あるいは写真もたくさんございますので、これで進めていただければと思います。

ただ、こういうデータとか写真というのはやはり最後、何度も申し上げますが、事実ということが重要だと思いますので、文章の記述もさることながら、このいろんなデータとか写真とか、こういったものにつきましても再度精査といいますか、きめ細かなチェックをしていただければと思っております。

基本的にはこれで私は賛成しておりますので、今後、本審までの早いタイミングで何かありましたら、またご意見を述べさせていただきたいと思っております。

大変慌ただしくて申しわけございませんが、以上でございます。ありがとうございました。

○土屋部会長 どうもありがとうございました。

今のご発言に対する回答はありますか。

○丸川委員 意見ではありませんので、特に回答は必要ありません。

○土屋部会長 ありがとうございました。

そうしましたら、丸川委員を除きますと、私は座長ですので3人の委員の方となりますので、私も含めてかなり時間はありますので、本審ですとなかなか意見が言えない部分もあるのですが、こちらは十分に時間がありますのでじっくり検討していきたいと思います。

今、丸川委員からのご意見としては、トピックスと、それから特集章の第Ⅰ章と、それからその他のことも含めてご意見いただいたのですが、今、ご説明はトピックスと第Ⅰ章をまとめてやっていただきましたけれども、議論については、トピックスと第Ⅰ章では内容が違いますので、トピックスを初めに少しやって、それから第Ⅰ章に取りかかるというように少し分けてやったほうが、わかりやすいと思いますので、まずはトピックスについて、細かいご指摘でも結構ですし、全体の内容についてのご意見、これからもう一個何か加えてほしいとかいうのはかなり厳しいと思いますけれども、様々なレベルのご意見で結構なのですが、いかがでしょうか。

では、初めにすごく簡単というか、小さな質問なのですが、トピックスの6番目についてです。毎年、天皇杯等の受賞者についての記述があるところなのですが、林政審の永田委員が今回受賞されまして、ここにご紹介されているんですけども、こういうところには林政審委員であるということは書かないものなんですか。つまり、林業経営について非常に頑張っていると同時に、林野庁の行政についても、林政審委員として活躍されているということを書かれても良いような気もするんですが。

○坂企画課長 今回は、林政審委員を務められている時期と受賞の時期が重なったということでございます。そのため、林政審委員としてのご活動はもちろんございますけれども、基本的にその受賞内容について書くということから、今回書いていなかったということでございます。その受賞内容の記述を改めて見ますと、まさに林政審委員として活躍されていることについても関連はしてまいりますので、ご本人の意向等も確かめながら、少し検討をしてみたいと思います。

○土屋部会長 他には、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○塚本委員 トピックスについて、先ほど丸川委員からもご意見がありましたが、東京オリン

ピックについては林業関係者の中でも話題になっており、今回追加されて非常に良かったと思いますが、順番について、もう少し前のほうにしていっていただけないかと思います。

特に東京オリンピック・パラリンピックについては、日本の木材を世界にアピールできる大きなチャンスでもありますし、そのためには、これまで取組の弱かった合法木材や森林認証などの課題について林業関係者の対応が必要になってくると思います。そういう意味でも、林業界にとって良い機会になるのではないかなと思っていますので、順番についてご検討いただければと思います。

それから、少し細かいところになりますけれども、ミラノ国際博覧会の注釈の2の記載が「可逆的な変性が続き、粘り強いことが特徴」となっていますけれども、建築関係者には、一般的な記述かもしれませんが、そうでない方に、工法の特徴が御理解いただけるか少し疑問でございします。いろいろな方に読んでいただきたいと思いますし、記述内容についてわかりやすい工夫をしていただければなと思います。それから、3番目の東京オリンピックのCLTについてですけれども、通常章のほうでは注釈がございしますけれども、ここでは注釈がございしません。トピックスから読まれる方が多いと思いますので、注釈等については、丁寧に対応いただければと思います。

4番目のCOPの24から25行目に、「継続的に森林整備を実施するための」「安定財源を確保することが大きな課題の一つになっているところです」という記述がございしますけれども、非常に重要な点でございまして、今回、トピックスの中の記述として、しっかりと書き込まれたということは大きな収穫ではないかと思います。安定財源の確保については、通常章のほうでも記述を充実させていただければと思います。

以上でございします。

○土屋部会長 ありがとうございます。お答えいただけますか。

○坂企画課長 どうもありがとうございます。

まず、トピックスの順番でございしますけれども、1点目の自給率の話、これを一番前に置いて、その後、2から4までは、これはイベントの起こった順番を時系列で書かせていただいております。この3つについて、春のミラノ博、それからオリパラの動き、それと暮れのパリ協定、COP21という形で整理をさせていただいた上で、最後に国有林の制度の話、更には農林水産祭という、こういう順番で書かせていただいております。全体の構成、6点の中での順番を見る上では一番おさまりが良く、かつ極力前のほうに置かせていただいたというように整理をしております。

これが、例えば、オリンピックがミラノより先になると、前からお読みいただいて1年の動きという意味ではかえって混乱を招きやすくなるのかなという気もしております、そういう意味では今の順番がおさまりが良いように思っております。

CLTにつきましては、確かに通常章では脚注を付しておりますので、これにつきましては、トピックスの中でも脚注を付するように改善したいと思います。

それから、2番のミラノの関係でご指摘いただきました、めり込み作用についての脚注について、もっとわかりやすくなるように改善をさせていただきたいと思います。

それから、また該当する記述の中で再度ご覧いただければと思いますけれども、財源のことにつきましても、現時点で可能な最大限の詳しい記述を通常章に入れておりますので、またこちらのところで再度ご検討いただければと思っております。

○土屋部会長 ありがとうございます。

トピックスの順番については、今のご説明はかなり時系列ということを意識して、国有林は最後ということでやられたということですが、これはこれまでもずっとそれでやってきたということですか。

○坂企画課長 イベントとして日付が明確なものとそうではないものと、性質上いろいろあるとは思いますが、今回は特にトピックスの点数も多うございまして、かつ林業に直接関係のない方もご案内のイベントが3つつながったということもございしますので、その整理の仕方として時系列が一番良いかなというふうに考えた次第でございます。

○土屋部会長 これは少し我々としても議論してもいいと思うんですが、いかがでしょう。実は、私も順番を見て、もちろんミラノのことも重要だということは認識しているんですが、いわゆる業界的にいうとかなりオリパラのほうがインパクトが大きいので、少し違和感があつたのは事実ですね。

ほかの方々特に何かありますか。

○田中委員 この2番のミラノ国際博覧会というのは、行かれた方からいえば、本当に上手に木を使われているということで、もっと宣伝していけばという話だったんですが、最初のところが「食」の部分なものですから、我々木材関係者はあまり見に行っていないんですね。これを2番目に持ってこられると、あっ、しまったな、これみんなから言われて、良かったらいいんだけど見に行けなかったなと思われる方が非常に多いと思うんですね。

それよりは、明日への希望が持てる東京オリンピックの記述を2番に持ってくると、これから木材をたくさん使ってもらえるんだから、このときはしっかりPRしましょうといくことにし

て、3番目にミラノの記述で、そういえば見に行けばよかったという反省をするというようにすると、順番としては何か良さそうだなと思います。その後、今度は4番目でCOPの話が出てきて、2013年度排出量比の2%分に当たる2,780万CO₂トンについては、森林吸収源対策によって確保することとしていますという非常に具体的な数字が出ておりますから、ここは重要なんだろうなと思います。ちなみにこの2,780万CO₂トンというのは、例えば、間伐や植林をやっていく場合、何ヘクタールくらい、何年くらい必要なのかというものが、計算上出ているのでしたら、そういうことが書いてあると、我々が再造林等を行っていく際に、そういう具体的な数値を目標にやっていかなきゃいけないということがわかりやすいんですけども、そういうものはあるんでしょうか。

○坂企画課長 トピックスの順番につきましては、皆様のご意見を踏まえまして、読む方の印象を第一に考えて再度検討させていただきたいと思います。

○織田計画課長 森林吸収源対策について、具体的な植林や間伐の数量についてのお尋ねだっただと思いますけれども、ちょうど今、政府内で「地球温暖化対策計画」という計画の策定に向けた検討が進んでおりまして、その中で一定程度、間伐等の森林整備全体の面積等の数字は、その閣議決定される計画の中で出していこうと思っております。

○田中委員 ありがとうございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。

少ない人数ですので、なるべく全員からご発言いただきたいと思うのですが、松浦委員、何かご感想等でも結構ですので、ありましたらお願いします。

○松浦委員 このトピックスもタイムリーな話題をピックアップされていて非常に良いと思いますが、先ほど少し指摘があったように順番についてはご検討いただければと考えています。

それから、ミラノの国際博覧会は非常に好評だったと聞いているのですが、これにどのように林野庁が関与したのかということが少し見えないところがあると感じました。例えば、古来、日本に受け継がれてきました木材加工技術ですね。こういったものがどのように活かされて、どのようなものが展示されて、それについて海外の参加者の人がどのような感想を持ったのかというところをもう少し紹介することによって、日本の伝統技術である木材加工技術というものを世界に広くアピールできたというところを書き込んでもいいのではないかなというように思いました。

ユーチューブ等で見ると、日本の木材のいろんな組み方が紹介されていますが、それが海外ではアメージングとかオーサムとかいって、大変人気が高いようです。したがって、そういっ

たことも絡めてもう少し日本の伝統技術である、木材利用・加工技術の歴史等を書き込めるようであれば記述していただければと感じました。

以上です。

○土屋部会長 何かご意見、回答があれば。

○川村木材産業課総括 木材産業課長の代理で出席しております総括の川村でございます。ミラノ国際博覧会についてですが、関わり方といたしましては、ツキ板の資材の提供ですとか、それから、技術的なところについて、なぜこれが採用されたか、私は把握していないのですが、この外周の木組みの資材の供給といったことについては、木材業界のほうがミラノ国際博覧会の担当していた食料産業局と連携して、輸出の支援をやっていたというような形では関わってございます。

あと、その関係で、ミラノ国際博覧会のスポンサー企業の中に、ツキ板の業界の名前も入れていただいているというところがございます。

記述にどれだけ反映できるかについては、また検討させていただきたいと思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

時間でいうと、もうあまりトピックスでやれないのですがけれども、他に何か、どなたでも結構ですので、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○塚本委員 4番目のCOPについては、今後の森林整備を進めていく上で大きな出来事ですので丁寧な記述をお願いしたいと思います。

例えば、「先進国のみが温室効果ガスの削減義務を担う『京都議定書』とは異なり」という記述がございますが、京都議定書の内容について、第Ⅱ章に詳しく書かれていますので、ここに、第Ⅱ章を参照といった注釈を追記いただければと思います。また、京都議定書とパリ協定の違いや国際的な約束事を遵守することが非常に重要であるというようなことを、トピックスの中でもしっかりと記載いただき、最後のところの「財源確保」の記述につなげていただければと思います。

○赤堀森林利用課長 ご示唆ありがとうございます。京都議定書との違いについて、もう少し記述を考えさせていただきます。

確かにおっしゃるとおり、前文に森林の重要性等が少し特出しされましたので、そこは我々としても追い風といいますか、よくアピールしていきたいところと考えておりますので、記述も考えさせていただきます。

○土屋部会長 ありがとうございます。

座長はあまり普通はものを言わないものなのでしょうけれども、ちょっといくつか言わせていただいても結構ですか。

3番目のオリンピック・パラリンピックのところですが、先ほど塚本委員も言われていたんですが、聞くところによると合法木材とか、それから森林認証材の利用が、義務付けられないにしても推奨されるというような話はかなり聞いているんですが、その辺の記述はここには特に無いようなのですが、これはまだ必ずしも確実ではないから書かないのか、その辺のところを確認したいと思います。ある意味でいうと、これも塚本委員が言われたことなんですけれども、そういう、これまで少し力が入らなかった合法木材もしくは認証材の普及ということにも非常に関係してくるところなので、私自身の個人的な意見としてはその辺のことをもし書けるなら書いたほうがいいんじゃないかという意見が1点です。

それから、これはトピックスの書き方なんですけど、少しジャーナリスティックな部分をここでは出しても良いと思ってしまして、そうすると、例えば、4番目のパリ協定ですが、これはもう報道等でかなりされていたところですが、そもそもパリ協定自体が本当に結べるかどうかというのがかなり怪しいところではあったわけですね。ほとんどの国が条約交渉に参加したわけですが、最後になんとか妥結が成立したところであり、その妥結自体がかなり画期的であったということを書いてはどうかなというのがありまして。つまり、このパリ協定自体が非常に画期的であって、しかも、その中で森林が非常に重要な役割を担っているという書き方のほうが良いのではないかと。国民の方には、パリ協定自体の価値がもしかしたらそれほど一般的ではないのかもしれないという気がいたしましたので、そのように思いました。

それから、5番目の保護林について、これには関わったので、前にも少し言いましたけれども、書いていただいたことは非常にありがたいのですが、実は、後のほうの国有林の章のところでも保護林のことについて扱っていただいているんですが、それと内容あまり変わらないんですね。3つの区分に再編成したということについては、後ろのほうにあるんですけれども、もう少しメリハリをつけられてもいいのではないかなと。もう少しこちらのほうはアピールするところはアピールするというふうにしたほうが良いと思ってしまして、例えば、これは今回の保護林の改革ではないですが、国有林の保護林がこれまで果たした役割の一つとして、いわゆるMABというものです。ユネスコのMAB計画の考え方を非常に早くから取り入れて国内で普及させたというのは非常に大きなところで、ここには「保護地域におけるゾーニングの考え方を広めました」という言い方で書かれているんですが、後のほうの章でも特にそれについ

て具体的に書かれていないので、どちらかというと、こちらのほうでユネスコのMABについて書かれたほうが国民の方は価値がわかるんじゃないかなという気がいたしました。

以上です。

○川村木材産業課総括 では、まず、最初のオリパラの合法木材、認証材の扱いの部分についてご説明させていただきます。

東京オリンピックの関係は、国の独法であるスポーツ振興センターが新国立競技場を整備しまして、あと、東京都が、有明アリーナという体育館ですとか、アクアティクスセンターという屋内プールといった恒久施設について整備します。それ以外の仮設施設については、大会組織委員会が整備するということになっております。

今、森林認証材の利用ということを明確に打ち出しているのは、新国立競技場の受注者である大成建設のJVが、技術提案書の中で認証材を使用しますと提案しているといったところ、あと、東京都の有明アリーナとアクアティクスセンターが、今、基本設計が終わって、施工と実施設計を一体的に実施するデザインビルドという形での発注がされたという段階で、その発注の仕様書の中で、森林認証材と、あと多摩産材を使ってくださいということが定められているというところです。

残りが大会組織委員会なんですけど、こちらは、今、調達基準というものを検討中という段階です。本来的には、大会組織委員会の大会運営全体の調達基準が定まった後、組織委員会が東京都なりJSC（スポーツ振興センター）のほうに働きかけをして使うように努力してくださいというような流れなんですけど、それがちょっと期間的な関係から逆転していると。ただ、組織委員会のほうでも既にその検討作業の中で森林認証ということが議論はされておりますので、恐らくリオ大会、ロンドン大会と同様に森林認証材を使うということが基本的な調達基準になってくだろうと考えています。

ちょっと現時点では全体が見えていないというところもございますので、そこについてはまた状況を見て次年度以降のところ、あるいは、森林認証そのものの記述の中で対応してまいりたいと思います。

○赤堀森林利用課長 COP21の記述ですが、第Ⅱ章の42ページでもパリ協定については記述しております。トピックでどのくらいその状況を書けるかということについては、少し考えてみたいと思います。

このような大きな動きということでいえば、2001年のCOP7でマラケシュ合意がありまして、このときに第一約束期間のガイドラインができております。それから、南アフリカ・ダーバン

でのCOP17のときに第二約束期間の大体の枠組みができたということで、この辺が大きな動きでしたが、その当時の書きぶりなども少し見ながら検討させていただきたいと思います。

○新島経営企画課長 保護林の関係でございますけれども、ご指摘いただいたように、確かに大分ここの保護林制度のトピックスのほうはその改正の検討過程も含めてどのような状況なのかというのは書いたつもりはつもりなんですけれども、おっしゃるとおり、考え方の部分について新たなものというのは現象面だけをちょっと捉えて、そこは本文とあまり変わっていないということもございますので、その部分も含めて考えさせていただければと思っています。

○土屋部会長 ありがとうございます。

あと何か言い残したことがあれば、どうぞ。よろしいですか。ありがとうございます。

そうしましたら、また後で思い出したら意見を出していただくこととして、かなり時間は実は使ってしまったので、第Ⅰ章の特集章、ここが一番肝の部分ですので、これについて長いんですけれども、つながっていますので、どこからご意見をいただいてもいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

事前に送られてきてから時間が足りなかったというご意見もありまして、読みこなしていないところがあると思うんですけれども、かなり細かいご指摘からでも、何度でも今回1回と限らなくて結構ですので、よろしいですか。

皆さんが考えている間に1つ簡単な質問をさせていただきたいのですけれども、第Ⅰ章の8ページに資料Ⅰ－6のイメージ図がありますね。これはわかりやすい図だと思うんですが、その中で、わからないわけではないのですが、特に記述がないものとして、右側のほう、安定供給体制のイメージの中の森林所有者と素材生産業者のところが、左側のこれまでのイメージでは、矢印がたくさん出ていたのがまとまったということになっているのですが、青色の点線の枠で囲んでますね。これが何を意味しているのかということが、わからないわけではないんですけれども、少しきちんと知りたいというのがあるんですけれども、いかがでしょうか。

○坂企画課長 まさにイメージはイメージなんですけれども、何も説明もなく、何となく森林所有者がまとまっているとか、素材生産業者がまとまっているとか、その間をつなぐ矢印も1本になってということで、視覚的にはまとまったイメージなんですけれども、これだと伝えたいことがなかなか伝わりませんので、集約化したとか、ロットをまとめたとか、そういう文言を加えて、よりそのイメージが明確になるように改善する方向で検討したいと思います。

○土屋部会長 それでは、他の、かなり全体的なご意見でもいいです。

はい、塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 特集章についてですが、最初のⅠ－２ページの「森林資源の充実と国産材需給の現況」については、導入部分ということもあり特集章のテーマ設定の背景などについてしっかりと書かれていて非常に読みやすいのですが、読み進むにつれ速度が遅くなっていくような印象を持ちました。

例えば、「２．国産材の安定供給体制の構築の意義と考え方」ですが、よく整理されていますけれども、Ⅰ－７ページの「資料Ⅰ－５ 国産材の安定供給における川上、川中及び川下のイメージ」は、この上の記述をイメージ図にしたものだと思いますが、文章とイメージ図との関係性がわかりづらいように感じました。

この図では、川下側の「建築資材等の供給」や「木材利用の推進」といった木を使っていくことから「地球温暖化の防止」といった大きな課題クリアにつなげていますが、この上の文中の記述だけでは、この図のイメージまでは結びついてこないと思います。林業関係者以外の方も多く読まれると思いますので、丁寧な記述が必要との印象を受けました。

今回の特集章については、現状を的確に捉えられたすばらしいテーマだと思いますが、川上だけでは解決できない課題があり、非常に多岐にわたった内容となっていますので、非常にご苦労なさって書き込まれたのではないかと感じたところでございます。

その次の「３．安定供給体制の構築に向けた取組の現状と今後の課題」になりますと、森林所有者から始まり素材を生産する事業者、原木や木材の流通関係者、それを使っていく需要者まで、それぞれの現状や課題についての記述となりますが、多岐にわたっており頭の整理が追いつかない。その上、森林計画制度などの国の森林政策の基本に関わる部分もあり、制度の内容を熟知していないと理解ができないのではないかと感じました。

例えば、11ページの1行目のところですが「森林計画制度等に即し、適切な主伐を進めていくことが重要」という記述がございします。この前の8ページの25行目にも、森林の持続的な利用が可能な範囲でという記述がありますけれども、成長量以上には伐採しない、それを超えると資源が枯渇をしてしまうのでという、森林計画制度の基本的な考え方が理解できていないと、この記述だけではわかりにくいのではないかと思います。ですからこの部分については丁寧な記述が必要ではないかと思います。

「森林計画制度等」については、第Ⅱ章の4ページから5ページに、詳しい記述がございしますので、注釈を入れて、そちらのほうを参照していただくとか、森林計画制度の図を追加するなどの丁寧な説明がないと、せっかくの良いテーマが活きてこないと思いますので、少しご検討いただければと思います。

どうでしょう、一旦切ったほうがいいですか。

○土屋部会長 もしあれば、続けてどうぞ。

○塚本委員 それから、14ページの資料Ⅰ-11の「我が国の高性能林業機械を使用した作業システムの例」という図ですが、車両系作業システムと架線系作業システムのそれぞれについて、手順や使用機械のフローが書かれていますが、我々でしたら、伐採した木を作業しやすいところまで出して造材するのか、あるいは、伐採した場所で造材し山土場まで出していくのかといった現場作業のイメージができますが、基礎知識のない方が、このフローを見てもわからないのではないかと思います。このフロー図の、架線系作業システムのタワーヤードやスイングヤードの写真も架線系であることがわからない、この下の注釈の23から26で、それぞれの機械の説明がございますが、例えば26の「建設用ベースマシンに」の記述や「集材用ウインチ」「アームをタワーとして」などの記述も、林業関係者以外の方には多分わからないのではないかと思います。どなたにもわかりやすく説明することは、非常に難しいことだと思いますが、あまり基礎知識のない方でも理解でき楽しく読み進められるような工夫を願いたいと思います。これから森林・林業を成長産業化していこうという意気込みや、その契機となる非常に良いテーマでございますので、ご検討いただければと思います。

○土屋部会長 お願いします。

○坂企画課長 大変重要なご指摘をいただきまして、どうもありがとうございました。私どももなるべくわかりやすくという観点で案をつくらせていただいておりますけれども、ともすれば専門用語であるということの意識がややおざなりになることもございます。ご指摘を踏まえて、その全ての論点についてわかりやすくするにはどういうふうにしたら良いか、改めて検討させていただきたいと思います。

○土屋部会長 個別のところはいかがですか。森林計画制度とか、あと作業システムの話もありましたね。

○織田計画課長 森林計画制度等に基づいて適切な主伐を進めるというのは、まさに委員ご指摘のように、主伐の量的な規制といいますか、計画制度に基づく量的なもの、あるいは、主伐後に適切に更新することも含めて、まさに森林資源の保続培養といいますか、そういう観点での言葉なりが多分足りないんだろうなというふうに思いますので、その言葉を追加するなり、あるいは第Ⅱ章の本文を参照するように脚注を入れるなりして、わかりやすく読めるようにしたいと思います。

○高木研究指導課総括 林業機械の車両系作業システムや架線系作業システムがわかりづらい

というところのご指摘、あと、機械の説明などがわかりにくいというご指摘、それぞれわかりやすい説明をしていきたいと思います。

特に14ページの資料Ⅰ－11の作業システムの例で、車両系作業システムと架線系作業システムがそれぞれどうなのかというところについては、緩斜面では路網を整備して機械を入れてというような車両系作業システムを組み合わせるやっていく、急傾斜のところでは架線を張って、その架線の作業に適した機械を組み合わせるというようなことでございます。そういうことも、よりわかりやすく記載していこうと思っております。よろしくお願いいたします。

○土屋部会長 今のところですが、架線系作業システムのほうで、これは集材のところではタワーヤードとスイングヤード、両方が示されているんですけども、少し細かいことなんですけれども、恐らく素人の方だとこの機械そのもののほうに目が行ってしまうので、要するに架線がほとんど見えないのではないかと思います。

ですから、これは、タワーヤード、スイングヤード、どちらかにしてもいいから、一応これも架線でぶら下がってはいるんですけども、もう少しぶら下がっている感じがわかるようなのがあったらいいなと思いました。

○高木研究指導課総括 写真がわかりやすく架線がきちんと見えるような良い写真を用意したいと思います。ありがとうございます。

○土屋部会長 あと、全般的な話なんですけれども、これは白書であるということで、全体としてもそうなんですけれども、特にトピックスや第Ⅰ章はたくさんの方に読んでいただきたいので、たくさんなるべくいろんな情報をお伝えしたいという皆さんのお気持ちはよくわかるんですけども、一方で、少し国民目線に立つと、テクニカルタームがたくさん出てきたり、たくさんの写真や情報を入れようと思って小さくなってしまったりということがあるので、その辺はもう少し、やっぱりメリハリをきかすなり何なりというのを少しご努力いただけるとかなり違ってくるのではないかと思いますので。

注釈を入れるということも非常に私は大事だと思っているんですけども、大変矛盾したことを言っているんですけども、少し、さらにご工夫をいただけるとありがたいなと思います。

それでは、ほかの皆さん、いかがですか。

はい、どうぞ。

○松浦委員 今、部会長のほうからメリハリをつけるということが指摘されましたが、この「第Ⅰ章 国産材の安定供給体制の構築に向けて」は、非常に資料も豊富に取りそろえておりますし、図表も写真も適当に配置されていて見やすく非常にわかりやすく記載されていると

思います。事例等も紹介していますし、読み込めば非常にためになると思うのですが、林野庁がどういったところを重点的に主張したいかというところが、あまりにも豊富な資料があり、かつ記載が非常に精緻なものですから、ちょっと見えにくいかなという印象を受けました。

そういう意味では、「第Ⅰ章 国産材の安定供給体制の構築に向けて」のⅠ－１ページですね、ここの四角い枠で囲んでいる部分というのは非常に重要になると思います。つまり、この白書の第Ⅰ章の全ての要約が、この四角の中にダイジェスト版として凝縮されるべきかなというふうに考えています。

例えば、この第Ⅰ章で何が言いたいかというところの非常に重要なキーワードがいくつかあり、それがきちんと背景や問題点、さらに今後の方針の中に散りばめられ書かれていると、ここの四角い枠を読んだだけで、この第Ⅰ章全体の理解が進むんじゃないかというふうに考えております。したがって、そういったところを少し検討していただければと考えています。

以上です。

○土屋部会長 重要なご指摘だったと思うんですが、別の言い方をすると、この四角の部分の位置付け、役割というんですか、それをもう一度確認したほうがいいかなとも思うんですけれども、いかがでしょうか。

○坂企画課長 この囲みは、それぞれ各章の冒頭のページにあるものでございまして、まさしくその章に何が書いてあって、何をお伝えしたいかということを簡潔にまとめているものでございます。

松浦委員からご指摘いただきましたとおり、ここでどのような背景があって、具体的にどんな問題点があって、それについての動向、方向性はどういうものなのかということがより明確に読んでいただける方に伝わるように、もう一度そういった目で見て、見直しをしたいと思います。

○土屋部会長 よろしいですか。

田中委員、いかがですか。ご感想でも結構です。

○田中委員 正直言って、山元というのは多くの問題を抱えておるんだというのがあって、最初はその境界の確定の問題から、今度は材価の問題、なおかつ後継者の問題、また、植える
と今度は病虫害といいますか、そういう育成の途中での問題と、非常に多い問題を抱えておる
ということがあるんですけれども、何となく明るさがないという感じがします。いろいろな問題があるものですから、ちょっと暗いことが多くて、明るいところは難しいんですけれども、
森林を所有して、日本の山を守って、日本の国土を守るという、そういう意義深いことの延長

線上に何か明るさがあるというようなものを書いてあると、読んでいて楽しいなという印象を持っております。

以上です。

○土屋部会長 なかなか厳しいご意見だと思いますが、いかがでしょうか。

○坂企画課長 確かにさまざまな問題点がございまして、田中委員ご指摘のとおりでございます。何か明るい点とってすぐに思いつくわけでもないのですけれども、田中委員もご指摘ありました山林所有の意義といいますか、そういった点について、どういう貢献をしているのかとか、そういうことが読み取れるような、そういう工夫をしたいと思っております。

○土屋部会長 ありがとうございます。

ほかに何か、細かいことでもいいですし、非常に大前提的なことでも結構ですが。

はい、塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 ここはこうしたらという意見ばかりを申し上げましたので、良い点について少しお話させていただきます。特集章の1ページ目の枠囲いの中の記述でございますが、安定供給体制や人工林資源の充実でありますとか国産材需給の現況を分析した上で取り組むべき課題を整理する、という記述がございまして、そのために必要な様々な資料等を提示され、きめ細かく分析されていて、非常にわかりやすい内容になっていると思えました。

特に、国産材の安定供給体制の構築に向けて必要なことや、供給力をアップさせていくには情報共有が鍵となるなどといった重要な視点をしっかりとおさえられており、非常によく整理されていると思えました。

これまで私も申し上げてきましたが、木材をどのように流していくかについて、多くの事例を提示いただき、様々な分野の方々が理解しやすい、そして、今後これらを参考にしながら、それぞれの地域で独自の取組ができるような形にしていきたいとお願ひしていましたが、いろいろな事例を盛り込んでいただいて、非常にわかりやすいものになったと思います。

25ページから28ページにかけて様々な事例を提示いただいておりますが、これらの事例が地域に波及し、各々の地域に応じた形が生まれてくることが期待され、供給体制の仕組みづくりについての国の考え方が非常によく書かれていると思います。

この内容については、成熟期を迎えた豊かな森林資源をダイナミックに使っていくための良い材料になるのではないかなと思いますし、この点でも、今回の特集章は非常に意味のあるものになったと思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。今のはご意見ということでよろしいですかね。

特によろしいですか。

どうぞ。

○田中委員 今いろいろ聞きまして、今、中国木材さんが結構、山を買い求めていらっしゃるんですね。今まで山というのは、個人の昔からのお金持ちが持っているというイメージだったのが、ああいう企業が山を買われて、それで効率的な山林経営をしていくということで、それも今後の山のあり方の一つになるのかなと思います。やはり、企業としてきっちりしたバックボーンを持ちながら、効率的に伐採をして植えていって、なおかつその材料を利用していくという、先ほど私が言った夢というか明るさがあるとしたら、何かそこら辺が一つ今までの山林経営とは若干違ったような切り口での山の所有になっていくのかなという具合に思いましたものですから、そういう部分があれば少し明るさがあるのかなと思いましたので、言わせていただきました。

以上です。

○川村木材産業課総括 今、田中委員がおっしゃられた製材工場が山買いをするというお話ですが、原材料の調達という観点での取組として、市場がそういう取組をやったり、加工施設がやったり、そういう動きが少しずつ、大規模な工場ほど出てきております。方向性としては当然、川上、川下両方の安定的な経営に結びつくものというふうに考えておりますので、今後もちょうとその辺については状況把握に努めてまいりたいと思います。

○土屋部会長 そろそろもう切り上げなくてはいけないので、私から細かいことを1つよろしいですか。

図の話なんですけれども、I-20ページとI-23ページに似たような山の図が出てくるんですけれども、これはどうも原図が同じで左右をひっくり返したのかなと。修正しているけれども、原図は同じではないかなという気がするんですが、いかがですかね。

こういう模式図は、全部同じでいいといえればいいんですけれども、読んでいると何となく似たような図がまた出てきたなということで、注目度は下がるかなと、特に2つ目に出てくるとそういう気がするんですが、その辺いかがですか。細かいことで申し訳ない。

○坂企画課長 ご指摘を踏まえまして、後ろのほうの絵は少し重複感がないような形で手直しをしたいと思います。

○土屋部会長 そうしましたら、ここはこのぐらいにしたいと思います。

一言最後に、今日、本審のほうで基本計画についてやるんですが、平成27年度の白書の議論を施策部会で始めたときに、一番初めに確か牧元部長にお聞きしたことがあって、基本計画と

この白書をどう使い分けるのかという話で、こちらのほうは実態を詳しく書いて、計画のほうでは国のこれからの方針をしっかりと書くということで、その点については非常によく書かれたと思うんですが、改めてそのメリハリについて、つまり計画とこちらというものの使い分けをもう一度さらに精査されるといいなと思いました。基本計画と白書が同時期に議論されるというのはいつもというわけではないので、特にその辺のところはもう一度ご検討いただければと思いました。

それでは大分時間がたちましたので、申しわけございません、他のところについてご説明をお願いします。

○坂企画課長 続きまして、第Ⅱ章以降の概要についてご説明申し上げます。

まず、第Ⅱ章は「森林の整備・保全」につきましてまとめております。

まず、Ⅱ－1ページから6ページまでは、1点目の「森林の現状と森林の整備・保全の基本方針」という項を設けておりまして、「森林の資源と多面的機能」について、それから2点目の、4ページ以降ですけれども、「森林・林業に関する施策の基本方針」について記述をしております。

続きまして、Ⅱ－7ページからは2点目の「森林整備の動向」について記述しておりまして、「森林整備の推進状況」について、それから、13ページ以降が2点目の「社会全体に広がる森林づくり活動」について記述をしております。

なお、14ページでは丸川委員のご意見を踏まえまして、「林業復活・地域創生を推進する国民会議」や「林業北陸サミット会議」が開催された旨を記述しております。

それから、17ページから19ページにかけまして、大阪府、京都府が平成28年度から森林環境税の導入を決定したことについて記述をしております。

それから、23ページからは「森林保全の動向」について記述をしておりまして、「保安林等の管理及び保全」、それから「治山対策の展開」、さらには、27ページ以降でございますけれども、「森林における生物多様性の保全」、29ページ以降の「森林被害対策の推進」について記述しております。

3点目の生物多様性の保全の関係では、27ページにおきまして里山林の保全・管理への支援、国有林での保護林等の取組を記述しております。

それから、28ページにユネスコエコパークの拡張登録の話を記述していますけれども、その可否につきましては本年3月に結果が出るということでございますので、それを踏まえて記述を見直すことを考えております。

それから、Ⅱ－35ページからは、4点目で「国際的な取組の推進」についてまとめておりまして、その中の1点目が「持続可能な森林経営の推進」、それから、2点目がⅡ－40ページ以降、「地球温暖化対策と森林」でございます。特にこの項で、42ページ近辺でパリ協定の採択、それから、42ページから43ページにかけまして森林吸収源の財源確保について記述をしております。パリ協定の関係は先ほどトピックスのところでご指摘いただきました。この通常章での記述との関係も踏まえて、全体をまた再度検討したいと思っております。

以上が第Ⅱ章の概要でございます。

続きまして、第Ⅲ章が「林業と山村」でございます。

Ⅲ－1ページから20ページまでが林業についての動向でございまして、「林業生産の動向」、それから「林業経営の動向」、さらに「林業労働力の動向」について記述をしております。

若干お断りがありますけれども、Ⅲ－14ページに資料として、林業従事者数の推移の図表が記載してございます。これは、平成22年が最新となっておりますけれども、国勢調査のデータを用いておりまして、今回その最新のデータの公表が間に合いませんことから、22年を最新としたこのバージョンでいかせていただきたいと思いますと思っております。

それから、もう一点、20ページでございまして、こちらでは森林・林業・木材産業に携わる女性の情報発信につきまして、コラムという形でご紹介をさせていただいております。

続きまして、21ページから25ページまでが2点目の「特用林産物の動向」でございまして、「きのこ類の動向」、それから、「その他の特用林産物の動向」といたしまして、ここでは木炭、竹材、竹炭、薪、山菜等についての動向を記述しております。

26ページ以降が「山村の動向」でございまして、「山村の現状」、それから「山村の活性化」について記述をしております。特に31ページでは、地域経済の活性化との観点で自伐林家の動きについて取り上げております。

以上が林業についてのところでございます。

第Ⅳ章が「木材産業と木材利用」についての記述でございます。

1ページから19ページまでが「木材需給の動向」についてまとめてございまして、「世界の木材需給の動向」、「我が国の木材需給の動向」、「木材価格の動向」、「違法伐採対策」、「木材輸出対策」の5点について記述をしております。

続きまして、Ⅳ－20ページから33ページまでが「木材産業の動向」でございまして、「木材産業の概況」から始まりまして、業態別に「製材」、「集成材」、「合板」、「チップ」、「プレカット」、「木材流通」の各業態の動きについて言及した上で、最後に「新たな製品・

技術の開発・普及」についてまとめております。

塚本委員のご意見を踏まえまして、特集の内容に厚みを持たせることも念頭に置きながら、昨年の特集との関係も意識いたしまして、20ページの資料Ⅳ－19に、昨年の特集で取り上げた「木材加工・流通の概観」の図を加えております。

また、田中委員からのご意見を踏まえまして、業態別の動向のところにプレカット加工業の項目を設けて、木材の加工・流通においてどういう役割を担っているかということを記述しております。

それから、どのような形で主伐材の利用を進めるかについて記述すべきとの塚本委員のご意見を踏まえまして、29ページにおきまして、今後、供給量の増加が見込まれるスギの大径材を原料とする構造材の開発の動向などについて記述をしております。

それから、34ページ以降が「木材利用の動向」についてでございます。この項では、「木材利用の意義と普及」、「住宅分野における木材利用」、「公共建築物等における木材利用」、それから「木質バイオマスのエネルギー利用」について記述をしております。

その中で、37ページにおいては、本年度から開始されました「ウッドデザイン賞」についての記述を加えております。

以上が木材産業についての記述でございます。

続きまして、第Ⅴ章が「国有林野の管理経営」についてでございます。

まず、「国有林野の役割」といたしまして、「国有林野の分布と役割」、それから「管理経営の基本方針」について2ページ、3ページでまとめております。

それから、4ページ以降が「国有林野事業の具体的取組」といたしまして、「公益重視の管理経営の一層の推進」、「森林・林業の再生への貢献」、「「国民の森林」としての管理経営等」の3点についてまとめております。

その中で、13ページにおきましては、松浦委員のご意見を踏まえまして、森林管理局と地域の研究機関と連携した技術開発の取組について、事例を交えながら記述をしております。

以上が第Ⅴ章でございます。

最後に、第Ⅵ章が「東日本大震災からの復興」でございます。

1点目の「復興に向けた取組」といたしまして、「森林等の被害と復旧状況」、「海岸防災林の復旧・再生」、「復興への木材の活用と森林・林業の貢献」について記述をしております。

11ページ以降が「原子力災害からの復興」でございまして、「森林の放射性物質対策」、「安全な林産物の供給」、「樹皮やほだ木等の廃棄物の処理」、「損害の賠償」の4点につい

て記述をしております。

その中で、13ページにおきまして、昨年暮れに示されたエリアC「その他の森林」における放射性物質対策の今後の方向性についての記述を加えております。

以上が動向に関する部分でございまして、これに加えて、平成27年度に講じた施策というものが第2部としてございます。これにつきましては、27年度に実際に講じた林業の関係施策をご報告するというものでございます。

具体的には、昨年度版の白書の27年度に講じようとする施策を基本としておりますけれども、補正予算によります施策の追加などがあった場合はそれについて加筆をしております。具体的には4ページの3、「立法措置」というところがございます。これにつきましては、現在、「森林法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出すべく作業しておりますので、白書の最終決定までに法案が提出された場合、このような記述を加えたいと思っております。

それから、具体的に加えたところといたしましては、9ページの一番下のところで、イの技術開発の項がございます。10ページの1行目からになりますけれども、ロボット技術を活用した運材作業等の自動化への実証支援を実施したことを具体的に加えております。

また、17ページの右側の「4 消費者等の理解の醸成」のところで、先ほども動向編で紹介しましたが、先ほども動向編で紹介しましたが、「ウッドデザイン賞」の創設を支援したことについて記述をしております。

また、17ページの一番最後、6番の「「TPP関連施策大綱」に基づく施策の推進」について、補正予算で措置された内容がございまして、新たに項目を設けて記載をしようと考えておりますけれども、内容につきましては、当省の他の白書の記述との並びを考慮しながら検討を進めていきたいと思っております。

以上が資料1の関係でございます。

資料2が、平成28年度に講じようとする施策でございまして。こちらにつきましては、昨年8月の施策部会でご確認いただいた作成方針に基づきまして、昨年同様に「森林・林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」というものが「森林・林業基本計画」の中にございますので、それをもとに平成28年度の林野庁関係予算の一般会計予算案に盛り込まれた施策を中心に記載をしております。

新しい施策といたしましては、資料2の3ページの概説のところでございます。1の「施策の背景」でございまして、16行目以降にパリ協定を踏まえて引き続き森林吸収量の確保に向けて取り組むことが重要であるということを記載しております。

また、27行目以降で、復興の関係では、平成28年度からの5年間で「復興・創生期間」と位置付けられたということに伴いまして、引き続き復旧・復興事業を着実に推進すべきということとを盛り込んでおります。

それから、ページの下の方、38行目以降、TPPの関係を踏まえて、しっかりと合板・製材の国際競争力の強化に取り組む必要があるということに記載しております。

それから、2の「財政措置」の関係ですけれども、おめくりいただきまして4ページの(2)の「森林・山村に係る地方財政措置」というところで、45行目以降で森林吸収源対策等の関係で地方交付税措置が講じられるということに記載しております。

具体的な各論のところですが、まず6ページの「第Ⅰ章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」の関係でございます。次のページ、7ページの57行目以降におきまして、「地球温暖化の影響に対する適応策の推進」といたしまして、「農林水産省気候変動適応計画」及び「気候変動の影響への適応計画」に基づいて、地球温暖化との関連性が指摘されている集中豪雨等に起因する山地災害への対応、将来影響について知見の少ない人工林等における影響把握等の研究・技術開発等を推進していく旨に記載しております。

次に、「第Ⅱ章 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」というのが14ページ以降にございます。

この中では、14ページの27行目以降、「施業集約化等の推進」の項でございますけれども、航空レーザ計測で取得した森林資源情報等の大量の情報を効率的かつ安全的に利活用するため、ICTによる情報共有の実証及びシステムの標準化を支援する旨に記載しております。

また、人材の育成との関係につきまして、次のページ、15ページの3行目以降で、森林施業プランナーについて、より実践力のある者を育成するため、研修カリキュラムや認定基準の策定、各種研修の実施等の取組について支援する旨に記載しております。

続きまして、次のページの16ページからは「林産物の供給及び利用の確保に関する施策」についてでございます。

まず、1点目の「国産材の安定供給体制の整備」の項でございますけれども、こちらにつきましては、需要に応じて低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、間伐・路網整備やCLT等を製造する木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設、苗木生産施設等の整備を総合的に支援する旨を、また、川上と川中・川下が連携して、需給情報の共有化を徹底するとともに、民有林と国有林の連携によって地域材の安定供給体制を構築する旨に記載しております。

また、11行目以降で、国際的な木材取引において認証材が標準となってきたことを踏まえ、将来的な輸出拡大に向けた国際基準での認証制度の普及を図る旨も併せて記載しております。

続きまして、(2)の「加工・流通体制の整備」の項では、21行目からの②のところで、TPPに関連しまして、生産性向上等の体質強化を図るための木材加工流通施設整備と間伐材の生産及び路網整備等を一体的に支援する旨を記載しております。

続きまして、輸出との関係では17ページの10行目でございますけれども、「木材等の輸出促進」の項で、輸出向け木材製品のブランド化の取組、展示会への出展やPR活動、マーケットの調査など輸出先国における販売促進活動、更には、国内検討会やセミナーの開催等による輸出情報の共有と輸出促進体制の強化について施策を講じていく旨を記述しております。

以上が講じようとする施策の概要でございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。かなり長いところについての確にご説明いただきまして、ありがとうございました。

私のほうの時間配分が良なくて、あまり時間が残っていないのですが、12時までの間と言えることは全部言おうということにしたいと思います。まとめた形で、どこからでも構いませんので、それから、全体の方針の話から、細かい、例えば表についての注文まで含めて結構ですので、一応、各委員からご発言をいただくということでよろしいでしょうか。一番初めはどなたにいたしますか。

では、すみません。よろしくお願いします。

○田中委員 細かい話になるんですけれども、第Ⅳ章の「木材産業と木材利用」の27ページにプレカット加工業を書いていただきまして、ありがとうございます。この中で、プレカットの加工が開発されたということと、大工が建築現場で継手や仕口を加工していたのがプレカットに変わったという、今でいう在来工法のプレカット加工のことが書いてあるのですが、最近は金物工法のプレカットというのも随分出てまいりまして、金物工法のプレカットが出てくると、どうしても精度がもっと求められるものですから、集成材化が進んでしまうというのが1つあるんですね。

ただ、金物工法のプレカットをやっていくと、その延長線上には住宅用だけではなくて、非住宅の大型の建築物ができるようになっていくんです。そうすると、決定的なことは書かれなくてもいいと思うんですけれども、プレカット加工業の中に金物加工というのが出てきたよと、そのシェアが増えてきたよと、それが将来的に非住宅につながっていく可能性があるよと、少し

そのくらいまで書いていただければ、今後、非住宅用の建築物に使われるようになるときはこちら辺がキーポイントになるのではなかろうかということで、少し加筆していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川村木材産業課総括 金物工法の割合が増えてきたというデータがそろうかどうか、確認して対応させていただきたいと思います。

○土屋部会長 よろしいですか。

では、松浦さん、どうぞ。

○松浦委員 少し細かい話で恐縮です。元に戻るのですが、Ⅰ－24ページの資料Ⅰ－20に沖縄県は載っていないのですが、それでよろしいかという質問と、あと、択捉島が枠囲いの下になって見えませんでした。択捉島は日本固有の領土でしかもほとんどが国有林なので、これは絶対載せてほしいなというところがあります。

それから、Ⅲ－20ページですが、コラムの、女性が情報発信という近中局が行った取組なのですが、これは、これからの女性の参画という意味で非常に意義深いイベントだと思います。したがって、もう少し写真を大きくしたりとか多くして、大きくアピールしても良いのではないかと思います。

○土屋部会長 スペースが空いていますね。

○松浦委員 そうですね、少しもったいないという感じがしました。

それから、国有林の方では、最近、各森林管理署にドローンが配備されたと思うのですが、これによって災害が発生した場合の即応性が非常に強化されたというふうに考えています。したがって、ドローンを使った国有林の災害対策に対する取組とかも、多分来年になるとどこでもやっているかもしれないので、紹介できる事例があれば、入れていただければなと感じました。

それから、全体の話になりますが、非常に多くの豊富な事例が紹介されています。多分こういった事例をつくるのに、関係する本庁の課や局署の人たちが走り回って膨大な資料を集め、写真とか図表とかそろえた上で絞りに絞ってつくられたと思います。そのエキ스는白書に載せるとして、その過程で収集された資料がどうなるのか気になります。このように集められたデータがセキュリティがしっかりしたデータベースサーバーなどにきちんと蓄積されると、林野庁のネットワークを通して本庁や各森林管理局がデータを共有できるようになり、手戻りもなく迅速に行政対応が可能になるのではないかと感じました。是非、そのような内部情報共有システムを構築していただきたいと感じています。

以上です。

○土屋部会長　かなり基本的な話から細かいところまでいろいろあったので、順番にいったほうがよろしいですかね。

○川村木材産業課総括　日本地図のほうは適切に表示を修正したいと思います。

○坂企画課長　あと、女性のコラムのところですね。もう少しいい写真に変えとか、改善させていただきたいと思います。

それから、その資料の庁内での活用の方策につきましても、ご指摘踏まえまして、より良く施策に活用できるよう検討したいと思います。

○小坂業務課長　国有林のドローンのお話がありましたけれども、防災というんですか、災害発生時のいろんな取組の中で紹介できる例があれば、ドローンは導入しているところがあるということと、今、例の航空法の改正でちょっと取扱い自体をどうするかという微妙なところもありますので、それも踏まえて、どれだけのものがあるかというのは確認したいと思います。

○土屋部会長　最後の、データベース的な、バックデータを公表できるような形ができないかという話がどこになるのかよくわからないですけれども。

○坂企画課長　その資料、バックデータですね。庁内では共有というのはできると思うんですけれども、公表のところはなかなか難しいところがありますので、まずどのぐらい共有できるかというところから検討したいと思っております。

○土屋部会長　恐らく以前と比べると、今、引用をかなりしっかり書くようになっていて、以前はそれもなかったもので、そういう意味ではかなり進歩したと思うんですけれども、インターネットなどの活用ということからすると、もう少し深いデータがとれるといいなというのは確かにありますね。ご検討いただければと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○塚本委員　Ⅱ－４ページの「（２）森林・林業に関する施策の基本方針」のところでございますが、今検討中の「森林・林業基本計画」や国の森林計画制度について記載されていますが、先ほどのトピックスや特集章にも関連しますけれども、森林計画制度の概要について、こちらで詳しく解説いただければ、つながりが良くなるのではないかと思います。

それから、第Ⅲ章の15ページの36行目の「就業前の人材育成の動き」のところで、林業学校などの就業前の人材育成についての記載がございますけれども、49から50行目にかけて記述がございます「緑の青年就業準備給付金事業」については、この制度があるから就業前の人材育成が進んでいるという事実がございますので、給付金事業の有意性や予算確保の必要性も含め

まして記載いただければと思います。

○織田計画課長 例の基本計画からずっと流れてくる計画制度の絵は入れさせていただきたい
と思います。

○橋本経営課長 ただいまの給付金の話でございますけれども、この就業前の人材育成、大変
重要でございます、現に給付金が始まりましてから徐々に研修に取り組む県も増えてきてい
るということでございますので、ご指摘踏まえた形で考えたいと思っております。以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

もう時間は数分になってきているんですけれども、他に何か言い逃したことはないですか。

はい、田中委員、どうぞ。

○田中委員 第Ⅳ章の46ページに「土木分野における木材利用」というのが書いてありまして、
近年では木製ガードレール、木製遮音壁、木製漁礁、木杭への間伐材の利用が進められている
ほかは、なかなか進められていないのですね。昔は、電柱とか枕木は木材でつくっておったん
ですけれども、そういう市場が無くなって、一つ木材の大きな活用場としては屋外製品への
活用というところで、木材利用促進法にも書いてあるんですけれども、なかなか木製ガードレ
ールであったり遮音壁が進んでいないという実態がありますので、ここに防腐が全然書いてな
いので、木材の防腐をして、きっちり管理をして屋外に使うというところを書いていただけれ
ば木材の利用の幅が広がるという具合に思いますので、よろしくお願いいたします。

○川村木材産業課総括 ご指摘のとおり、ガードレール、遮音壁、徐々には増えていっており
ますけれども、あまり普及していないという実態がございます。今年の事業でその防腐、屋外
利用についての企画提案のコンペみたいなものもやっておりますので、そういった部分、普及
のところも含めて記述を検討したいと思います。

○土屋部会長 時間はもうほとんどないのですが、一言訂正させていただきたいんですが、先
ほどトピックスのところで、保護林について、国有林の章のところの記述とあまり変わらない
のではないかとお話ししたんですけれども、実は読み飛ばしていたんですが、国有林のところ
の第Ⅴ章の12ページのところにコラムがあって、かなり詳しく書かれていまして、実はこれは
本文の記述とコラムが離れているので、こちらに気がつかなかったという私のミスでしたので、
こちらのほうにしっかり書いていただいているので、よろしいのではないかとということです。

はい。

○塚本委員 時間がない中、すみません。第Ⅱ章の「4. 国際的な取組の推進」のところでご
ざいます。項目の順番のことについてですが、「持続可能な森林経営の推進」が最初に来て

「地球温暖化対策と森林」が2番目になっています。一方、資料2の「平成28年度 森林及び林業施策」では3ページ目の16行以下では森林吸収源対策の重要性が書かれており、この記述からすると「地球温暖化対策と森林」がより重要ではないかと思われますので、第Ⅱ章の項目の順番等について再度ご検討いただければと思います。

それから、資料2の4ページの45行目以下に、森林吸収源対策等の推進を図るため、地域の主体的な取組に対して地方交付税措置を講ずる、との記述がございます。これにつきましては、林地台帳の整備や施業集約化などに対して、地方交付税措置という形で支援いただけることになったことは、非常にありがたいところなんです、これまでの補助制度による支援についても多くの自治体で要望が上がっていると思いますので、そういうところもお含みおきいただければと思います。

財源対策が非常に重要でございますので、今後のそのあり方についても配慮いただければと思います。

○坂企画課長 ご指摘いただきましたⅡ－35ページ以降の「国際的な取組の推進」というところでございます。まさにそのタイトルが「国際的な取組」ということでございますので、世界全体の森林の置かれた位置というものをまず分析した上で、その上で具体的に温暖化対策をどう講じるかということで、こういう順番になっているというのがこれまでの白書での考え方でございます。

まさにご指摘いただきました温暖化対策、重要であるということはまさにそのとおりでございますけれども、全体のその説き起こし方としまして、国際関係はここで初めて触れるわけでございますので、世界の森林がどうなっているかというのをまず言った上で、それからその具体的な温暖化対策について話を進めるというほうがご理解いただきやすいのかなというふうには思っております。

それから、財源の話、まさにその地方交付税措置が講じられる予定であるという一方で、その他の措置につきましては、まさに今ごらんいただきましたⅡ－43ページのところで今のところ書けるだけのことは書いております。この後、さらにまたその税制要望などを重ねまして、最終的な姿といったようなところが見えるように取り組んでいくということになろうかと思っておりますけれども、現時点で書ける内容につきましては可能な限り第Ⅱ章にも、それから、講じようとする施策にも盛り込ませていただいておりますので、また今後その財源の確保をしっかりとって施策編に書き込めるように頑張りたいと思います。

○土屋部会長 たくさんの意見、ありがとうございました。

私の時間配分が悪くて、いわゆる通常章のほうについてまだもしかしたら言い足りない部分があるかもしれません。あまり時間はないと思うんですけども、もしもありましたら、それは後でお伝えいただければ。大丈夫ですか。

○坂企画課長 今週いっぱいぐらいは大丈夫でございます。

○土屋部会長 とのことですので、これは企画課のほうまでご意見をお願いいたします。

それでは、もう時間を過ぎておりますのでこのあたりで本日の審議を終わりにしたいと思います。本日各委員から出された意見、それから今お話がありましたように、この一週間の間でしたらまだ受け付けていただけるようですので、そのご意見も踏まえて事務局において最終的な取りまとめの作業を行うことになります。

この取りまとめにつきましては、最終的にはもう部会は開きませんので、私に、部会長のほうにご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員、肯首。)

ありがとうございます。

この審議過程につきましては、4月に開催予定の林政審議会の本審のほうで施策部会長である私のほうから報告したいと思います。これにつきましても、私に内容等をご一任いただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ここまでで一応、私の役割は終わったと思いますので、どうもありがとうございました。

○坂企画課長 どうもありがとうございました。

委員各位におかれましては、本日非常に重要なコメントを多数いただきまして大変ありがとうございました。これを踏まえまして、最終的な案の取りまとめに向けて作業したいと思っております。

部会長から先ほどご紹介いただきましたけれども、今後につきましては4月目途に開催の林政審議会での白書について諮問させていただいた上で、その当日、答申をいただいて、5月中旬を目途に国会提出、公表をしたいというふうに思っております。それに向けて本日の内容をしっかり反映させて案を作成させていただきたいと思います。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。